

争議行為の予告について

城北清掃株式会社代表取締役堀内大資から争議行為を行う旨の通知が令和5年3月6日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和5年3月9日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部城北分会の争議行為に対抗する件

二 日時

令和5年3月22日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

城北清掃株式会社 板橋区東新町二丁目41番地

四 種類（以下原文のまま掲載）

事業所閉鎖・就労拒否など一切の争議行為